

審查基準整理票

処分名	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更		
根拠法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）	（条項） 第37条第1項	
基準法令名	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号） ・ 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 22 日条例第 7 号） ・ 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 22 日条例第 8 号）	（条項） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第37条第2項	
所管部署	健康福祉部 福祉指導監査課		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・ 文書の名称【 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第37条第2項において準用する同法第36条第3項の各号に該当しないこと並びに大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を満たすこと。 参考 〔根拠法令〕 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 三十七条 指定障害福祉サービス事業者は、第二十九条第一項の指定に係る特定障害福祉サービスの量を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。